

## 「市町村合併支援プラン」の概要

平成13年8月  
市町村合併支援本部

(策定の方針)

### 1 趣旨

- ・市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部の支援策等を策定。
- ・これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現。

### 2 対象地域

- (1) 都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村
- (2) 平成17年3月までに合併した市町村

(支援プラン)

### 1 市町村合併支援策

#### (1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

##### ① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和（H16. 3. 31まで人口3万人）
- 合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化検討 等

##### ② 財政措置等による支援

- 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置
- 税制上の特例措置（不均一課税期間の延長・3年→5年）
- 市町村合併推進体制整備費補助金の充実
- 都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置（地方債・地方交付税）
- 公営企業に係る財政措置（合併特例債の活用） 等

#### (2) 新たな関係省庁の連携による支援策

##### ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

- ア 道路の整備（市町村合併を支援する道路整備など）
- イ 交通の利便性確保のための条件整備（地方バス補助事業など）
- ウ 市街地の整備（中心市街地活性化による市街地の整備）
- エ 住環境の整備（合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進など）
- オ 公園・緑地の整備（合併記念公園の整備）

##### ② 豊かな生活環境の創造

- ア 廃棄物処理対策の推進（廃棄物処理施設整備事業など）

- イ 上水道の整備（水道検査施設等整備事業など）
- ウ 下水道等の整備（下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進など）
- エ 消防・防災・国土保全の推進（消防防災施設等整備など）
- オ 情報通信の整備（地域イントラネット基盤施設整備事業など）
- ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
  - ア 介護保険への対応（介護保険広域化支援）
  - イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（国民健康保険の広域化支援）
  - ウ 高齢者の社会参加の促進（シルバー人材センター支援）
- ④ 次世代を担う教育の充実（教職員定数に関する激変緩和措置など）
- ⑤ 新世紀に適応した産業の振興
  - ア 農林水産業の振興（中山間地域総合整備事業など）
  - イ 商工業の振興（中心市街地活性化による商業の振興など）
- ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（農村振興総合整備事業など）

## 2 市町村合併支援アドバイザー制度

合併直後の市町村には、プランニングや組織づくりを行う人材やノウハウが不足しがちであるため、合併重点支援地域を対象に、関係省庁の制度を活用した市町村合併支援アドバイザー制度を創設。

## 3 市町村合併の広報・啓発

下記の方法により、各省庁の連携・協力による広報・啓発に一層積極的に取り組む。

- (1) 全国 47 都道府県リレーシンポジウム
- (2) 市町村合併支援強化シンポジウム
- (3) 市町村合併の広報・啓発（政府広報・各省庁による広報・啓発の実施）

## 4 市町村合併支援窓口

各省庁が連携・協力して、本省の窓口、インターネットを活用した窓口、地方支分部局における窓口等を設置。

（都道府県の取り組み）

都道府県は、

- ・平成 13 年中のできるだけ早い時期に知事を長とする全庁的支援体制を設置し、少なくとも数箇所の合併重点支援地域を指定すること。
- ・支援プランの内容に十分留意しつつ、管内市町村の取り組みについて、全庁的に計画的かつ積極的な支援策を講ずること。